更なるコスト縮減、工期短縮を目指すとともに、追加コストの発生、全体施工計画の遅延とならないよう高度な事業監理を行うために、設計段階において、施工者の技術・経験を取り入れる技術協力・施工タイプを適用し、下記１）から２）までの技術提案を求めるものである。

１）技術協力業務に関する提案　15点

２）主たる事業課題に関する提案　75点

①　コスト縮減、工期短縮に貢献する効果的・効率的な施工方法に関する技術提案（必要に応じ本体及び関連工事に関する事項を含む。本体の根幹的な事項を除く。）：60点

②　ＣＳＧ材の製造における品質管理のための技術提案：15点

⑵　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の１）から３）の順で優先交渉権者を選定するものとする。

１）上記⑴２）①の得点が高い者

２）上記⑴２）②の得点が高い者

３）北海道開発局における工事区分「一般土木」における、総合審査数値の高い者

なお、上記３）について、共同企業体の場合は、代表者の総合審査数値とする。

⑶　技術提案書についてヒアリングを行い、提案内容の確認を行う。

⑷　オーバースペックについて　技術提案において、過度なコスト負担を要する提案がなされた場合には、加点対象とはならない。

なお、代表的な事例として下記を想定している。

要求水準に対し過剰な品質・性能を実現する設計図書や示方書等の規定の範囲を超えた高価な材料及び施工方法など、使用する必要性が低いと判断される提案。

⑸　競争参加資格があると認められるもので、上記⑴、⑵による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

優先交渉権者として選定した者には、書面により通知する。

⑹　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務を契約締結すると同時に、本建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。

交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の委託契約締結及び価格等の交渉を行う。

⑺　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めにも帰すことができない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席契約専門官　電話011―611―0309（内線3244）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和３年12月28日から令和４年２月28日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためＣＤ―Ｒ及び返信用封筒（表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形２号封筒とする。）を同封し、下記に持参、簡易書留（提出期間内必着。）又は託送（簡易書留と同等のものに限る。提出期間内必着。）により申し込むこと。申込み受付後、交付する。

ア　交付日時　上記に同じ

イ　交付場所　上記４⑴に同じ

⑶　申請書、資料及び技術提案書の提出期間、場所及び方法　令和３年12月28日午前９時から令和４年２月28日午前11時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴の申込先へ、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行札幌東代理店）。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局札幌開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局札幌開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金を免除する。

⑶　技術提案書の無効　優先交渉権者の選定の時において、本公示に示した競争参加資格のない者が提出した技術提案書及び申請書等に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

⑷　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。

⑸　手続きにおける交渉の有無　無。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　一般競争（指名競争）参加資格の申請を受理されていない者の参加については、上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の申請を受理されていない者も上記４⑶により申請書、資料、技術提案書を提出することができるが、本案件に参加するためには、優先交渉権者の選定時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け北海道開発局長公示）別記１に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記１に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局札幌開発建設部契約企画課（〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　電話011―611―0309）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑻　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、入札説明書参照のこと。）。

また、随意契約により締結する予定の工事においては、本工事で合意した単価を積算で使用するものとする。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　詳細は、入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ISHIKAWA Shin, Director of Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42